



その「もうけ話」、大丈夫ですか？

詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」「^{しほ}私募債」「ファンド（組合など）」の取引に関して、高齢者を中心にトラブルが発生しています。くれぐれもご注意ください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。

少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることも含めて、慎重に対応することをお勧めします。

大丈夫
かしら？



なお、被害の調査などをよそおって、金融庁の職員などを名乗る者が取引の勧誘を行う事例も見られています。

金融庁などの職員が、こうした取引の勧誘などに関与することは、一切ありません。

平成22年3月

 金融庁

消費者庁・警察庁

くわしくお知りになりたい方へ



「未公開株」や「^{しほ}私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド(組合など)」の取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁(財務局)の登録を受けた業者に限られます。
⇒ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

- 金融庁のホームページ(<http://www.fsa.go.jp/>)では、よりくわしい情報や、勧誘を行う業者が金融庁(財務局)の登録を受けているかを確認できます。
- なお、金融庁(財務局)の登録を受けている業者であっても、
 - ・その信用力などが保証されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、以下の連絡先または最寄りの警察署・交番まで、すみやかに情報をご提供ください。

金融庁 金融サービス利用者相談室 (平日 10:00~16:00)

電話(ナビダイヤル) : **0570-016811**

※IP電話・PHSからは、**03-5251-6811** におかけください。

FAX : **03-3506-6699**

消費生活センター 消費者ホットライン

0570-064-370 (ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!)

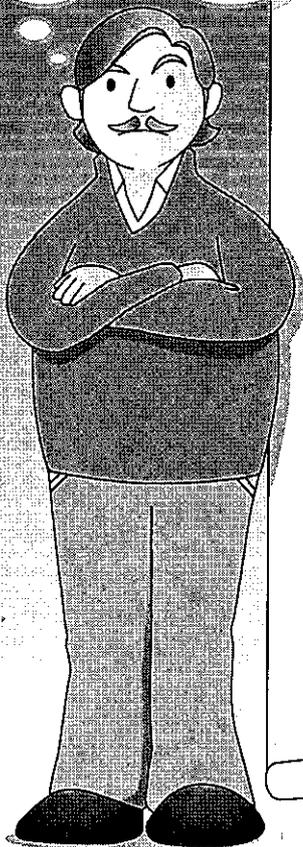
※IP電話の方は、お住まいの地域の消費生活センターに直接ご連絡ください。

《<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html> 参照》

こんな

「未公開株勧誘」にご用心!

うまい話には裏があるのでは…?



- 聞き覚えのない証券会社からの話ではないですか?
- 発行会社の自己募集形式ではないですか?
- 金融庁、消費者庁など行政機関等からの委託と云いつくろっていませんか?
- 勧誘を受けている未公開株をちょうど他の業者が「高値で買い取る」と言っていないですか?
- ...



ひとつでもあてはまるなら…ちょっと待って!

そうです、これらは最近増えている勧誘手口の一例です。「上場間近」、「値上がり確実」などと言われ、いざ購入したら「発行会社に問い合わせると上場の予定はないと言われた」、「株券が届かない」といった未公開株勧誘詐欺に関する被害が拡大しています。少しでも「怪しい」と思われた場合には、取引を見合わせ、下記コールセンターに通報することをお勧めいたします。

アレ?と思ったら

未公開株通報専用コールセンター

フリーダイヤル



0120-344-999

【受付時間】 平日9:00~11:30、12:30~17:00 (日本証券業協会)

日本証券業協会

注意情報 HP (<http://www.jsda.or.jp/html/oshirase/mikoukai.html>)

二次被害にもご注意ください!



少しでも不審に思った場合には、表記 日本証券業協会未公開株
通報専用コールセンターもしくは下記にご相談ください。

その他の相談窓口

■ 金融庁（金融サービス利用者相談室） ☎ 0570-016811

※IP電話・PHSからは03-5251-6811へ

注意情報HP (<http://www.fsa.go.jp/ordinary/mikoukai/index.html>)

■ 警察庁（警察総合相談電話番号） ☎ #9110（全国共通）

※ダイヤル回線及び一部のIP電話で不通の場合は、

都道府県警察の相談窓口 (<http://www.npa.go.jp/safetylife/soudan/madoguchi.htm>)へ

■ 日本弁護士連合会

各都道府県弁護士会の「法律相談センター」

(http://www.nichibenren.or.jp/ja/legal_aid/consultation/index.html)へ

■ 消費者ホットライン ☎ 0570-064-370

※全国の消費生活センター等 (<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>)へ

注意情報HP (http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/sn-20091203.html)

守ろうよ、みんなを！～なくそう！高齢者の消費者被害～ —5月は消費者月間です—

ここ数年、70歳以上の方の消費生活相談件数は10万件を超えています。

●事例1：未公開株の購入の勧誘

「上場間近のA社の株を買わないか。高く売れますよ。」と勧誘の電話があった。直後、別の業者から、「A社の株を高値で買い取る。」という電話があったので、それなら安心だと思いA社の株を購入した。その後買い取ると言っていた業者とは全く連絡が取れなくなった。



●事例2：短歌・俳句の新聞掲載トラブル

「あなたの短歌や俳句を新聞に掲載させて」と電話があった。無料だと言うので承諾したが、12回掲載分の100万円を超える請求書が届いた。

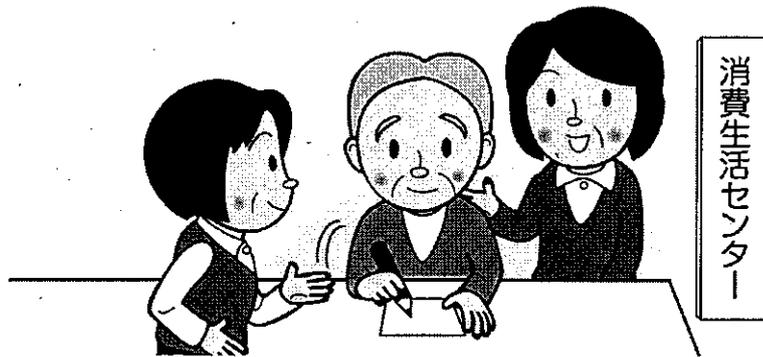


被害に遭っても1/3の方はどこにも相談せずに泣き寝入りされています。物を買った、契約をした。でも何か「おかしいな」、「困ったな」ということがありましたら、消費者ホットラインゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ(0570-
守ろうよ、みんなを!064-370)までお電話下さい。お近くの消費生活センターをご案内いたします。

消費者庁

電話番号：03-3507-8800 (大代表)②0

おかしいな、困ったなと思ったら
一人で悩まず相談しましょう。



.....消費者ホットライン.....

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！



0570-064-370

消費者ホットラインは、消費生活相談への最初の一歩をお手伝いします。
一人で悩まずに消費者ホットラインをご利用ください。

あなたの地域の身近な相談者

名前



電話番号

最寄りの消費生活センター・消費生活相談窓口



電話番号

最寄りの消費生活センター・消費生活相談窓口がわからないときは、
お住まいの都道府県消費生活センターにお尋ねください。

都道府県の消費生活センター



電話番号

お住まいの都道府県の消費生活センターは国民生活センターホームページでもご確認いただけます。

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

身近な相談者や必要な電話番号を記入して、見えるところに貼って下さい。

トップページお役立ち情報その「もうけ話」、大丈夫ですか？詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

お役立ち記事

お役立ち動画(Flash)

お役立ち動画(Video)

平成22年10月掲載

その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「上場すれば必ずもうかる」などのセールストークで未公開株の購入を勧誘され、お金をだましとられる被害が増えています。最近では、複数の業者を装って電話をする、公的機関を装う、謝礼や買い取りを約束する、被害回復をうたうなど、新たな手口の勧誘が増えているほか、未公開株以外にも私募の社債やファンドに関するトラブルも増加しています。最近の手口の特徴と被害に遭わないための注意点を紹介します。



「未公開株」をめぐるトラブルが再び増加

未公開株とは、証券取引所などの株式市場に上場されていない株のこと。この未公開株をめぐる、「近々、上場する予定で、値上がり確実」などと未公開株の購入を勧められ、未公開株を購入したところ、「株券が届かない」「上場予定の会社に問い合わせたら、上場の予定はないと言われた」「買付代金を渡した後、業者から何の連絡もないので電話してみると、つながらなくなっていた」といったトラブルが、多数発生しています。

未公開株をめぐるトラブルや被害については、これまでも、金融庁や国民生活センターなどで注意を呼びかけており、一時減少傾向にありましたが、最近になって、再び被害が増えてきています。未公開株詐欺の勧誘の手口は、「上場間近で必ずもうかる」というセールストークが特徴ですが、最近では、勧誘手口もより巧妙になってきています。

より巧妙な、新たな手口による被害が増えています

金融庁や国民生活センターなどの相談窓口には、未公開株などの勧誘をめぐるトラブルの相談が多数寄せられています。その中から、最近の特徴的な事例を紹介します。

事例1: 複数の業者が登場する

・A社から電話があり「C社の株を持っていれば高値で買い取る」と言われたが、持っていなかったため断った。その後、B社から「C社の未公開

株を1株100万円で買わないか」と電話があった。そこで、A社に相談したところ、「ぜひ買ってほしい。300万円で買い取る」と言われたので、B社に連絡し、値切って90万円で購入した。買い取りをしてもらおうとA社に電話しているが、連絡が取れなくなっていた。



一つの業者が「上場間近」などと勧誘してきたときには断った人も、別の業者から「その株は値上がり確実」「有望な会社なのでその社債は安心」「その株(社債)を持っていたら買い取りたい」などと言われると心が揺れ動きまゝす。そんな消費者心理をついて、複数の人物が共謀し、未公開株や社債などを買わせようとする手口が増えています。

事例2: 金融庁などの公的機関をかたる

・金融庁等から許可を得て未公開株の買い取りをしているという業者から連絡があり、保有する未公開株を高値で買い取るので、代わりに別の未公開株や社債を買ってほしいと言われて、その未公開株を購入したが、保有する未公開株は買い取ってもらえない。

・金融庁等から認可を受けて未公開株の将来性を評価しているという団体から連絡があり、保有している未公開株は上場の準備で金融庁へ届け出がされており、上場確実であると言われ、買い増しするよう勧誘を受けている。

金融庁や財務局、消費生活センター、証券取引等監視委員会などの公的機関を装って、「未公開株の被害を調査している」「未公開株の被害者にアドバイスを行っている」などと電話をかけ、だます手口が多発しています。金融庁などの公的機関が、未公開株の取引等に関する業務を外部に委託することはありませんし、公的機関の職員が未公開株取引に関与することはありません。

※ なお、取引所への上場承認は、各取引所が審査・判断しており、金融庁などの公的機関はその判断に一切関与しません。

事例3:被害の回復をうたう

・金融庁等からの指示を受けて、未公開株の購入代金を取り返しているという団体から連絡があった。購入代金を取り返す条件として、その団体から別の未公開株やファンドを購入する必要があると言われた。



未公開株を購入したことのある人に、「過去に購入した未公開株を買い取って被害を回復してあげる」などと電話をかけ、被害回復の条件として、別の未公開株などの購入や手数料の支払いを求めるケースが多く見受けられます。そのようなケースでは、購入代金や手数料を支払っても、買い取りは実行されないなど、二次被害が拡大してしまいます。

一般的に、「未公開株」取引の勧誘が行われることは考えられません

未公開株の取引は、そもそも、一般の個人投資家にとって、あまり身近な取引とはいえません。未公開株や社債の販売等ができるのは、登録を受けた証券会社と未公開株などの発行会社に限られていますので、その他の者が行う勧誘は法律違反と考えられます。

※ 登録を受けている業者かどうかは、金融庁ウェブサイトの「[免許・許可・登録を受けている業者一覧](#)」のページで確認できます。

また、通常、発行会社が一般の個人投資家に未公開株や私募の社債の購入を直接勧誘することはありませんし、日本証券業協会に所属する証券会社は、自主規制ルールにより、原則として、未公開株取引の勧誘が禁止されています。

このようなことから、未公開株取引などの勧誘があったときには、法律違反の可能性が大きいと考えられますので、十分注意してください。

少しでも不審な点があれば取引しないこと

未公開株は、実際に上場されなければ、換金する方法はほとんどなく、非常にリスクの高い投資です。また、上場されたとしても、株価はさまざまな要因で変動しますので、「値上がり確実」なものではありません。

金融商品の取引は、リスクを伴うものですので、自分が理解できなかつたり、納得できなかつたりする商品には手を出さないのが賢明です。

未公開株取引などの勧誘を受けたとき、次の項目に一つでも該当する場合は、詐欺的商法の可能性が高いので、取引を見合わせることをお勧めします。



- まったく知らない名前の業者から、勧誘を受けている
- 買取業者・助言業者などを名乗る業者から「買い取り」などの勧誘を受けている
- 以前、未公開株を購入したことがあるが、購入した業者とは別の業者から勧誘を受けている
- 上場時期や上場市場が決定していると説明するが、主幹事証券会社や監査法人を教えない
- 未公開株購入の勧誘を受けているときに、別の業者からタイミングよく連絡があり、「勧誘を受けている未公開株を買い取る」「勧誘を受けている未公開株は将来性がある」などと言われた
- 買取業者から、買取単位(または取引単位)まで買い増しするよう言われている
- 業者が、金融庁などから、認可、許可、委託、指示等を受けていると説明している
- 金融庁や財務局、証券取引等監視委員会などの公的機関や公的機関を連想させるような名称を使用している

未公開株などの勧誘・購入トラブルの相談は

不審な勧誘を受けたときには、金融庁や消費生活センターなどの相談窓口にご相談しましょう。被害に遭っていない場合でも、皆さんからの情報提供が、新たな被害の防止につながります。

もし、未公開株などを購入した後に、被害に遭ったことに気づいた場合は、最寄りの警察に相談してください。返金などを求める場合は、消費生活センターや各地の弁護士会に相談してください。

<主な相談先>

金融庁「金融サービス利用者相談室」

電話:0570-016-811(IP電話・PHSからは、03-5251-6811へ)

消費生活センター・消費者ホットライン(最寄りの消費生活センターにつながります)

電話:0570-064-370(IP電話・PHSからは、地域の消費生活センターにご

連絡ください。)

日本証券業協会「未公開株通報専用コールセンター」

電話:フリーダイヤル0120-344-999

警察庁「警察総合相談窓口」(最寄りの都道府県警察署につながります)

電話:局番なし #9110(ダイヤル回線・一部のIP電話で不通の場合は、都道府県警察の相談窓口へご連絡ください。)

(取材協力:金融庁 文責:政府広報オンライン)



お役立ちリンク ▶ 外部の関連ページにリンクします

- [金融庁「投資勧誘等にご注意ください！」](#)
- [金融庁「投資商品等に関する利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」](#)
- [日本証券業協会](#)

「お役立ち記事」では、国の行政施策の中から暮らしにかかわりの深いテーマ、暮らしに役立つ情報をピックアップし、分かりやすくまとめて提供しています。

当サイトに掲載された写真・動画・データ等の無断転載を禁じます。

内閣府大臣官房政府広報室

- [このサイトの使い方](#)
- [政府広報Q&A](#)
- [政府広報に関するご意見](#)
- [プライバシーポリシー](#)

Copyright © 2009 Cabinet Office All Rights Reserved.